

達第10号

北区役所課長等専決規程等の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

(北区役所課長等専決規程の一部改正)

第1条 北区役所課長等専決規程（平成24年達第22号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(福祉課長専決事項) 第7条 福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)~(8) 略] <u>(9) 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること</u> <u>(10)~(15)</u> [略]	(福祉課長専決事項) 第7条 [同左] [(1)~(8) 同左] [新設] <u>(9)~(14)</u> [同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(福島区役所課長等専決規程の一部改正)

第2条 福島区役所課長等専決規程（平成24年達第24号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(保健福祉課長等専決事項) 第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)~(9) 略] <u>(10) 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること</u>	(保健福祉課長等専決事項) 第6条 [同左] [(1)~(9) 同左] [新設]

<u>(11)~(13)</u> [略] [2~4 略]	<u>(10)~(12)</u> [同左] [2~4 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(此花区役所課長等専決規程の一部改正)

第3条 此花区役所課長等専決規程（平成24年達第25号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(保健福祉課長等専決事項) 第7条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)~(8) 略] <u>(9) 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること</u> <u>(10)~(15)</u> [略] [2~4 略]	(保健福祉課長等専決事項) 第7条 [同左] [(1)~(8) 同左] [新設] <u>(9)~(14)</u> [同左] [2~4 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(西区役所課長等専決規程の一部改正)

第4条 西区役所課長等専決規程（平成24年達第27号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(保健福祉課長等専決事項) 第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)~(8) 略] <u>(9) 養護者による障害者虐待の防止、相談</u>	(保健福祉課長等専決事項) 第6条 [同左] [(1)~(8) 同左] [新設]

<u>及び調査に関すること</u>	
<u>(10)~(17)</u> [略] [2・3 略]	<u>(9)~(16)</u> [同左] [2・3 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(港区役所課長等専決規程の一部改正)

第5条 港区役所課長等専決規程（平成24年達第28号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(保健福祉課長等専決事項) 第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)~(10) 略] <u>(11) 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること</u> <u>(12)~(15)</u> [略] [2・3 略]	(保健福祉課長等専決事項) 第6条 [同左] [(1)~(10) 同左] [新設] <u>(11)~(14)</u> [同左] [2・3 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(大正区役所課長等専決規程の一部改正)

第6条 大正区役所課長等専決規程（平成24年達第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(保健福祉課長等専決事項) 第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)~(10) 略]	(保健福祉課長等専決事項) 第6条 [同左] [(1)~(10) 同左]

<u>(11) 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること</u> <u>(12)～(18)</u> [略] [2・3 略]	[新設] <u>(11)～(17)</u> [同左] [2・3 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(天王寺区役所課長等専決規程の一部改正)

第7条 天王寺区役所課長等専決規程（平成24年達第30号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(保健福祉課長等専決事項) 第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)～(10) 略] <u>(11) 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること</u> <u>(12)～(14)</u> [略] [2・3 略]	(保健福祉課長等専決事項) 第6条 [同左] [(1)～(10) 同左] [新設] <u>(11)～(13)</u> [同左] [2・3 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(浪速区役所課長等専決規程の一部改正)

第8条 浪速区役所課長等専決規程（平成24年達第31号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(保健福祉課長等専決事項) 第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。	(保健福祉課長等専決事項) 第6条 [同左]

[(1)~(8) 略] <u>(9) 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること</u> <u>(10)~(15) [略]</u> [2 略]	[(1)~(8) 同左] [新設] <u>(9)~(14) [同左]</u> [2 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(西淀川区役所課長等専決規程の一部改正)

第9条 西淀川区役所課長等専決規程（平成24年達第32号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(保健福祉課長等専決事項) 第8条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)~(8) 略] <u>(9) 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること</u> <u>(10)~(15) [略]</u> [2~4 略]	(保健福祉課長等専決事項) 第8条 [同左] [(1)~(8) 同左] [新設] <u>(9)~(14) [同左]</u> [2~4 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(淀川区役所課長等専決規程の一部改正)

第10条 淀川区役所課長等専決規程（平成24年達第33号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(保健福祉課長等専決事項) 第7条 保健福祉課長の専決事項は、次のと	(保健福祉課長等専決事項) 第7条 [同左]

おりとする。 [(1)~(8) 略] <u>(9) 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること</u> <u>(10)~(15)</u> [略] [2~4 略]	[(1)~(8) 同左] [新設] <u>(9)~(14)</u> [同左] [2~4 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(東成区役所課長等専決規程の一部改正)

第11条 東成区役所課長等専決規程（平成24年達第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(保健福祉課長等専決事項) 第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)~(8) 略] <u>(9) 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること</u> <u>(10)~(15)</u> [略] [2・3 略]	(保健福祉課長等専決事項) 第6条 [同左] [(1)~(8) 同左] [新設] <u>(9)~(14)</u> [同左] [2・3 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(城東区役所課長等専決規程の一部改正)

第12条 城東区役所課長等専決規程（平成24年達第38号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(保健福祉課長等専決事項)	(保健福祉課長等専決事項)

第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)~(10) 略] <u>(11) 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること</u> <u>(12)~(18)</u> [略] [2・3 略]	第6条 [同左] [(1)~(10) 同左] [新設] <u>(11)~(17)</u> [同左] [2・3 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(鶴見区役所課長等専決規程の一部改正)

第13条 鶴見区役所課長等専決規程（平成24年達第39号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(保健福祉課長等専決事項) 第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)~(7) 略] <u>(8) 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること</u> <u>(9)~(17)</u> [略] [2・3 略]	(保健福祉課長等専決事項) 第6条 [同左] [(1)~(7) 同左] [新設] <u>(8)~(16)</u> [同左] [2・3 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(阿倍野区役所課長等専決規程の一部改正)

第14条 阿倍野区役所課長等専決規程（平成24年達第40号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(保健福祉課長等専決事項)</p> <p>第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[(1)~(7) 略]</p> <p><u>(8)</u> 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること</p> <p><u>(9)~(14)</u> [略]</p> <p>[2・3 略]</p>	<p>(保健福祉課長等専決事項)</p> <p>第6条 [同左]</p> <p>[(1)~(7) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(8)~(13)</u> [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(住之江区役所課長等専決規程の一部改正)

第15条 住之江区役所課長等専決規程（平成24年達第41号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(保健福祉課長等専決事項)</p> <p>第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[(1)~(10) 略]</p> <p><u>(11)</u> 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること</p> <p><u>(12)~(14)</u> [略]</p> <p>[2・3 略]</p>	<p>(保健福祉課長等専決事項)</p> <p>第6条 [同左]</p> <p>[(1)~(10) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(11)~(13)</u> [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(住吉区役所課長等専決規程の一部改正)

第16条 住吉区役所課長等専決規程（平成24年達第42号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(福祉課長専決事項)</p> <p>第9条 福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[(1)~(10) 略]</p> <p><u>(11) 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること</u></p> <p><u>(12)~(17)</u> [略]</p>	<p>(福祉課長専決事項)</p> <p>第9条 [同左]</p> <p>[(1)~(10) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(11)~(16)</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この改正規程は、令和8年4月1日から施行する。

(北区役所総務課、福島区役所企画総務課、此花区役所総務課、西区役所総務課、港区役所総務課、大正区役所総務課、天王寺区役所企画総務課、浪速区役所総務課、西淀川区役所総務課、淀川区役所総務課、東成区役所総務課、城東区役所総務課、鶴見区役所総務課、阿倍野区役所総務課、住之江区役所総務課、住吉区役所総務課)